⑨(2)　村山　伊吹　(3)　平成27年10月16日　(4)　平成28年４月28日
⑩(2)　大竹　佑亮　(3)　平成28年３月４日　(4)　平成28年３月７日
⑪(2)　石垣　一郎　(3)　平成27年９月11日　(4)　平成27年９月26日
⑫(2)　大橋　翔太　(3)　平成27年７月14日　(4)　平成27年12月３日
⑬(2)　佐藤　　隼　(3)　平成27年５月29日　(4)　平成27年６月13日
⑭(2)　寺田　祐介　(3)　平成27年５月29日　(4)　平成27年11月26日

(5)　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは、氏名不詳者らと共謀の上、平成26年５月下旬頃から同年11月14日頃までの間、被害者に対し証券会社社員を名乗って電話をかけ、真実は会社が実在せず有効な社債が実在しないのに、社債発行予定の会社があり、高配当が見込まれており転売益も高額であるなどと嘘を言うなどして被害者らを誤信させ、架空会社の社員になりすまして被害者方を訪問し、被害者合計14名から被害額合計１億3,750万円の現金の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

（罪　　名）

詐欺　刑法第246条第１項、第60条

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒420―8611　静岡市葵区追手町９番45号
静岡地方検察庁　被害回復給付金事務担当
電話番号054―252―7163

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（静岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2)　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（静岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年８月 10 日

関東地方整備局長　泊　　宏

1　処分をした年月日　平成29年７月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　守屋八潮建設株式会社　山口　浩人　埼玉県秩父市宮側町14―16　国土交通大臣許可（般・特―28）第26616号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年６月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年８月 10 日

関東地方整備局長　泊　　宏

1　処分をした年月日　平成29年７月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本紙パルプ商事株式会社　渡邉　昭彦　東京都中央区勝どき３―12―１フォアフロントタワー　国土交通大臣許可（般・特―27）第4609号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年６月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年８月 10 日

関東地方整備局長　泊　　宏

1　処分をした年月日　平成29年７月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　シンク・エンジニアリング株式会社　岡村　勝也　東京都目黒区自由が丘３―16―15　国土交通大臣許可（般・特―25）第17925号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年６月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年８月 10 日

関東地方整備局長　泊　　宏

1　処分をした年月日　平成29年７月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　トーワエレックス株式会社　坂内　正和　東京都文京区湯島３―39―10　国土交通大臣許可（般・特―27）第25971号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年６月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年８月 10 日

関東地方整備局長　泊　　宏

1　処分をした年月日　平成29年７月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社冨士工　楚山　和夫　東京都品川区東五反田１―22―１　国土交通大臣許可（特―27）第4000号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年６月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第７０１６８号

福島県福島市蓬莱町２丁目115番地の７
申立人　水口　雪絵
本籍大阪府東大阪市池之端町69番地、最後の住所不明、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日昭和54年１月11日、出生の場所大阪府北河内郡、出生年月日明治44年12月11日、職業不明
被相続人　亡　沢田シヅエ
大阪市北区西天満２丁目３番９号オーク西天満ビル３階
相続財産管理人　弁護士　井上　　賢

大阪家庭裁判所